

★「健康食品」の制度が見直されました★

今般、保健機能食品制度を中心とした「健康食品」についての制度を見直しました(一部を除き平成17年2月1日施行)。

この見直しは、食品の機能について適切な情報提供がなされることにより、国民の食品選択に資するような環境整備を図るものです。バランスの取れた食生活を基本とした上で、ひとりひとりの食生活の状況に応じて適切に「健康食品」を利用し、健康づくりに役立てていただくようお願いします。

△▽△▽ 保健機能食品制度の見直し △▽△▽

現 行

医薬品 (医薬部外品を含む)	保健機能食品		その他の食品 (いわゆる健康食品を含む)
	栄養機能食品	特定保健用食品	
	規格基準型	個別許可型	



見直し後

医薬品 (医薬部外品を含む)	保健機能食品		その他の食品 (いわゆる健康食品を含む)
	栄養機能食品	 特定保健用食品 条件付特定保健用食品	
	規格基準型	個別許可型(疾病リスク低減表示を含む) 規格基準型	

●○「健康食品」についての情報提供を進めています ○●

- ・厚生労働省ホームページ「食品安全情報」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>
- ・(独)国立健康・栄養研究所ホームページ「「健康食品」の安全性・有効性情報」
<http://hfnet.nih.go.jp/main.php>

厚生労働省